

平成 17 年（ワ）第 87 号、平成 18 年（ワ）第 16 号

遺伝子組換え稻の作付け禁止等請求事件

原 告 山田稔 外 22 名

被 告 独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構

準備書面（15）

原告ら準備書面（10）の求釈明に対する釈明ないし意見

平成 18 年 9 月 7 日

新潟地方裁判所高田支部 合議係 御中

被告訴訟代理人弁護士 畑 中 鐵 丸

同 弁護士 山 岸 純



1 はじめに

- (1) 原告らは、原告ら準備書面（10）において、田中宥司陳述書（乙 29）に対し、緑膿菌云々の釈明を求めているようである。
- (2) しかしながら、そもそも「緑膿菌」等に関する議論は、原告らが木暮一啓氏意見書（甲 71）を提出するとともに、突如提起したものであるが、被告としては、本件訴訟との関わりが不明であったことから、この点に関し、田中宥司陳述書（乙 29）を提出するとともに、原告らの議論の立て方が合理的でも論理的でもないことを示した次第である（被告証拠説明書（6）参照）。
- (3) したがって、「緑膿菌」等に関する議論を提起した原告らが、このような議論の仕方を認めない被告に対し、当該議論の根拠を問うこと自体、理解に苦しむものであるが、原告らの「不安を煽る運動」につき冷静な対応を要望するため、念のため、原告ら準備書（10）に対し、以下のとおり釈明ないし意見を提出する。

2 紋明事項1について

(1) 紋明事項1. 1について

緑膿菌は、カラシナ・ディフェンシンに対して、後天的に耐性化して出現した耐性菌ではなく、元々耐性を有するものである。したがって、以前の主張とは別次元の事象である。

(2) 紋明事項1. 2について

緑膿菌がカラシナ・ディフェンシンに対して耐性である機序について被告は情報を持っていない。むしろ緑膿菌の専門家である木暮氏に伺いたい。

(3) 紋明事項1. 3及び同1. 4について

前記のとおり、緑膿菌はカラシナ・ディフェンシンに対して耐性を有していると理解しているが、耐性緑膿菌と非耐性緑膿菌の比率もその原因についても、被告は情報を持っていない。むしろ教えて頂きたい程である。

3 紋明事項2について

(1) 紋明事項2. 1について

被告としては、「緑膿菌はヒトの健康に影響を及ぼすこと」を否定する意図は全くない。日和見病原菌として免疫不全や遺伝的欠陥をもつ一部のヒトの健康を害する場合があることは十分承知している。

(2) 紋明事項2. 2について

本紋明事項は、本件訴訟と何らの関係もなく、紋明は不要と思料する。

以上